

第 6 回地方議会議員研修会に参加して

西 村 信 夫

日 時 2012 年 10 月 22 日（月）～23 日（火）
場 所 東京都千代田区 中央大学 駿河台記念館
主 催 NPO 法人 建設政策研究所

【1 日目】 22 日 13 時から 16 時 45 分まで

< 記念講演 > 公共交通空白地域で住民の足を確保する

栃木県佐野市 地域公共交通への新たな取組み

報告者 為国孝敏 NPO 法人まちづくり支援センター代表理事
佐野市営バス運営総合アドバイザー

栃木県佐野市は人口 12 万 2 千人の町で、平成 17 年 2 月に合併した旧田沼町、旧葛生町の町営バスを継承し、翌年から旧町営バスの再編と公共交通空白地域解消のための検討を開始した。

為国氏はこの公共交通体系の見直しに際し、公共交通空白地域において、自ら提案・実現したワークショップのすべてに参加し、最前線に立って地域住民と行政との橋渡し役を務め、住民主導による実証運行につなげた。

要するに「町づくりは行政がやってくれると言う意識が強いが、これからは自分たちで作っていく実態を」と訴えられた。

また、交通基本法が国会で審議入りとなっていたが、法案の守備範囲が広く、人の移動・物の移動・地域の足の確保・国際輸送まで多種多様となり、あと 1 週間審議すれば成立する運びとなっていたが、法案成立には至らなかったとの報告もあった。

最近のバス事業を取り巻く環境～国の考え方

- ・財源が厳しい中、地域の足を確保するためには、地域の人達と一緒にあって地域のインフラを整備していこうというシステムに変わってきている。
- ・少子化社会の中で、経済活性化を図るエンジンとして交通問題に力を入れ始めた。
H23 年度から「国土交通省に公共交通政策部を設置され、地域に最適な生活交通の確保に向けた新事業を展開した。
- ・地域住民が輸送サービスを低下させないために知恵を絞る必要がある。
- ・誰か・誰のために・どのようなバスを走らせるのか考えなくてはいけない。
地域の中で、住民・事業者・行政等が共通認識を共有することが必要である。

バス運行の傾向

- ・行政依存ではなく、行政と地域との協働が必要である
- ・運行形態も多様化しており、地域の特性に合わせて選択していく。
- ・損得勘定ではよくない、協働のまちづくりのエンジンとして、地域の知恵で問題解決を図っていく。

☆ しかし、バスはいらない人と、バスは必要とする人の意見が分かれており、これからは市民・地域住民の力と行政のやる気でまちづくりが試される時代になってきた。**【最後に】**地域にとって望ましい公共交通サービスとは、市民と行政との地道な信頼の蓄積によって追及・改善されていくものと考えられる。地域の街づくりには、効率性や採算性を重視する最近の行政目線だけでなく、いかに公共のサービスを提供できるか、ボトムアップ型の視点が必要である。

■ 住民が欲しい情報が出ていない

「公共交通は電気やガスと同じように社会のインフラである」ということを考えてもらうため、公共交通空白地域の赤見地区では、バスが必要かどうかを判断するところから沿線住民に委ねました。一時は「税金が高くなるのならバスはいらない」という意見が大勢を占めたこともありました。そこで、住民に必要な生活に密着した情報が出ていないことに気づいた為国氏が行政と住民の橋渡しをした結果、地域住民の意見を反映した実験試行や、撤退も視野に入れた運行見直しをルール化するなど、住民が納得した上でバスを走らせる状況が実現できた。

佐野市での取り組みは、単に効率性や採算性を高めるだけでなく、地域住民で育てるバスづくりをめざし、実践したことが特徴である。公共交通を街づくり全体の中で据え、まちのインフラとして取り組んで来た結果が生きたといえる。

【2日目】 【分科会】 23日 講義 9時から15時まで

講義1 住まいとまちの防災力をいかに強化するか

講師 千代崎一夫 (住まいとまちづくりコープ代表・防災士)

講師 山下千佳 (住まいとまちづくりコープ役員・防災士)

東日本大震災を経験し、「防災」は国と自治体にとってますます重要な政策課題になった。近年、国や自治体は「自助・共助・公助」と言い出していますが、この考えで震災の犠牲者は救われるのでしょうか。

市民の防災活動

災害時には地域住民が防災活動を自主的、組織的に行うことを目的として作られた「自主的防災組織」は、災害対策基本法第5条の2項において規定されている。多くの自主防災組織は、町会・自治会または商店会などの地域組織と一体になっている場合が多く加入率の低下や商店の減少、テナント化、地域活動の停滞、居住者の高齢化などにより、活動を継続的に取り組むことを困難にしています。また、マンションの増加や核家族化、夫婦共働きなど、居住形態、生活様式の変化に伴い、地域防災の課題も新たな局面になっている。

福祉力と防災力へ

日頃から高齢者や障害者のある方のお宅に訪問しているのは、医療・福祉の専門家であり、また、地域には福祉にかかわっている様々なボランティア団体がある。

災害弱者といわれる方々のことをよく知り、家庭の様子も知っているのが福祉のメンバーである。地域の福祉活動などと連携して、防災という視点を持って活動することで福祉力を防災力につなげて顔の見える地域づくりをしていく事が求められている。

地域の福祉力を充実させることが地域の防災力を増すことにつながる仕組みをつくることが大切である

【研修に参加して】

22日 これから地域の高齢化が進み買い物弱者が増え続けていく中で、集落の公共交通の整備が急務である。交通空白地域・不便地域の解消を図るため、市町村が住民の意見を取り入れて主体的に計画し、公共交通の存続に取り組むべきである。

元気なお年寄りを維持していくためには、公共交通の一定の維持は必要である。

例えば、道路の段差解消、バス停・駅のバリアフリー化など「交通基本法」は交通が福祉であることを宣言するものであると考えられる。

交通基本法の規定は、日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保、地域の足の確保が法案策定の基本であり、早急に法制化を急ぐべきである。

23日 分科会では、住まいとまちの防災力をいかに強化するかを受講した。

講義では、11年3月の東日本大震災を教訓として、多くの事例を交えながらの講演は大変興味深く、今後の防災対策を考える上で大変に勉強になった。

特に、自治体の防災対策では①生命・財産を守るための災害緊急対策 ②被災者の生活維持するための災害応急対策 ③生活再建・復興対策として災害復旧・復興対策に分かれるなどの災害に対する基本的な計画と対策について勉強した。